

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則

平成14年6月21日農林水産省令第52号
改正 平成18年5月1日農林水産省令第45号
改正 平成26年2月28日農林水産省令第13号
最終改正 平成28年1月29日農林水産省令第6号

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第2条第2項第1号の規定に基づき、及び同法を実施するため、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

（新株予約権付社債に準ずる社債）

第1条 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項第1号の農林水産省令で定める社債は、新株予約権を発行する者が当該新株予約権とともに募集し、かつ、割り当てたものとする。

（事業計画の承認の申請）

第2条 農業法人投資育成事業を営もうとする株式会社（農業法人投資育成事業を営む株式会社を設立しようとする者を含む。以下「投資育成会社」という。）又は農業法人投資育成事業を営もうとする投資事業有限責任組合（以下「投資育成組合」という。）は、法第3条第1項の規定により事業計画の承認を受けようとするときは、別記様式第1号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 投資育成会社が前項の規定により提出する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 当該投資育成会社の定款の写し及び登記事項証明書
- (2) 当該投資育成会社の最近3期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書（以下「財務諸表等」という。）（これらの書類がない場合にあっては、最近2年間の事業状況及び事業用資産の概要を記載した書類）
- (3) 当該投資育成会社が、農業又は農産物の加工若しくは販売の事業その他農業に関連する事業を行う者に対する投資又は融資の実績を有することを証する書類
- (4) 当該投資育成会社が、農業法人投資育成事業に関する十分な知識及び経験を有する者の確保その他の農業法人投資育成事業を円滑かつ確実に遂行する体制を有することを証する書類
- (5) 当該投資育成会社の投資計画及び収支予算並びに自己資本の充実の見込みを記載した書類
- (6) 当該投資育成会社の役員（設立中の株式会社であるときは、発起人及び役員となるべき者をいう。第8号において「役員等」という。）の氏名、役職

- 、任期及び経歴を記載した書類
 - (7) 当該投資育成会社が法第7条の規定により承認を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者でないことを証する書類
 - (8) 当該投資育成会社の役員等が次のいずれにも該当しないことを証する書類
 - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 - ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。次項第8号ハにおいて同じ。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ニ 法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ホ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - ヘ 承認会社が法第7条の規定により承認を取り消された時において当該承認会社の役員等であった者であって、その取消しの日から5年を経過しないもの
 - (9) 暴力団員等が当該投資育成会社の事業活動を支配するものでないことを証する書類
 - (10) 次のいずれかに該当する農業法人に対して、農業法人投資育成事業を行わないことを当該投資育成会社の代表者が誓約する書面
 - イ その役員（設立中の農事組合法人及び株式会社にあつては、発起人及び役員となるべき者をいい、設立中の持分会社にあつては、その社員になろうとする者をいう。次項第10号イにおいて同じ。）のうちに、暴力団員等に該当する者があるもの
 - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの
 - (11) その他法第3条第1項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき事項を記載した書類
- 3 投資育成組合が第1項の規定により提出する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 当該投資育成組合の組合契約書（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第2項に規定する組合契約書をいう。）の写し及び当該投資育成組合の組合契約（同条第1項に規定する組合契約をいう。）の登記をしたことを証する登記事項証明書
 - (2) 当該投資育成組合の無限責任組合員の最近3期間の財務諸表等（これらの書類がない場合にあつては、最近2年間の事業状況及び事業用資産の概要を記載した書類）
 - (3) 当該投資育成組合の無限責任組合員が、農業又は農産物の加工若しくは販

売の事業その他農業に関連する事業を行う者に対する投資又は融資の実績を有することを証する書類

- (4) 当該投資育成組合の無限責任組合員が、農業法人投資育成事業に関する十分な知識及び経験を有する者の確保その他の農業法人投資育成事業を円滑かつ確実に遂行する体制を有することを証する書類
- (5) 当該投資育成組合の投資計画及び収支予算並びに受入出資金の充実の見込みを記載した書類
- (6) 当該投資育成組合の無限責任組合員が個人である場合にあっては、当該無限責任組合員の履歴書
- (7) 当該投資育成組合の無限責任組合員が法人である場合にあっては、その役員の氏名、役職、任期及び経歴を記載した書類
- (8) 当該投資育成組合の無限責任組合員が次のいずれにも該当しないことを証する書類
 - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 - ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ニ 法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ホ 暴力団員等
 - ヘ 承認組合が法第7条の規定により承認を取り消された時において当該承認組合の無限責任組合員であった者であって、その取消の日から5年を経過しないもの
 - ト 法人でその役員のうちにイからへまでのいずれかに該当する者があるもの
 - チ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (9) 当該投資育成組合の有限責任組合員が次のいずれにも該当しないことを証する書類
 - イ 暴力団員等
 - ロ 法人でその役員のうちにイに該当する者があるもの
 - ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (10) 次のいずれかに該当する農業法人に対して、農業法人投資育成事業を行わないことを当該投資育成組合の無限責任組合員が誓約する書面
 - イ その役員のうちに、暴力団員等に該当する者があるもの
 - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- (11) その他法第3条第1項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

(事業計画の変更の承認の申請)

第3条 法第3条第1項の承認に係る事業計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第4条第1項の変更の承認を要しないものとする。

2 法第4条第1項の規定により法第3条第1項の承認に係る事業計画の変更の承認を受けようとする承認会社又は承認組合は、別記様式第2号による申請書を、農林水産大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類については、既に農林水産大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

(1) 当該事業計画に従って行われる農業法人投資育成事業の実施状況を記載した書類

(2) 前条第2項各号又は第3項各号に掲げる書類

(投資育成会社又は投資育成組合が取得する農業法人の持分又は株式の要件)

第4条 投資育成会社又は投資育成組合が事業計画の承認を受けようとするときにおいては、当該投資育成会社又は当該投資育成組合が取得する持分又は株式(新株予約権の目的となる株式を含む。以下同じ。)に係る議決権の合計は、当該農業法人の総株主等の議決権(総株主又は総出資者の議決権(株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)をいう。)の100分の50を超えてはならない。

(実施状況の報告)

第5条 承認会社又は承認組合の無限責任組合員は、承認事業計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後3月以内に、別記様式第3号により農林水産大臣に報告をしなければならない。

2 承認会社又は承認組合の無限責任組合員は、承認事業計画の実施期間の各事業年度ごとに、当該事業年度が開始した日以後6月間の実施状況について、原則として当該事業年度が開始した日以後9月以内に、別記様式第3号により農林水産大臣に報告をしなければならない。

3 第1項の報告には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 承認会社 次に掲げる書類

イ 定款の写し

ロ 当該承認会社の財務諸表等及び当該財務諸表等に係る公認会計士又は監査法人の意見書(事業報告書及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。次号ロにおいて同じ。)

ハ 暴力団員等が当該承認会社の事業活動を支配するものでないことを証す

る書類

ニ 当該承認会社の役員が、第2条第2項第8号イからへまでのいずれにも該当しないことを証する書類

(2) 承認組合 次に掲げる書類

イ 組合契約書の写し

ロ 当該承認組合の財務諸表等及び当該財務諸表等に係る公認会計士又は監査法人の意見書

ハ 当該承認組合の無限責任組合員が、第2条第3項第8号イからチまでのいずれにも該当しないことを証する書類

ニ 当該承認組合の有限責任組合員が、第2条第3項第9号イからハまでのいずれにも該当しないことを証する書類

附 則

この省令は、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の施行の日（平成14年7月1日）から施行する。

附 則 （平成18年5月1日農林水産省令第45号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成26年2月28日農林水産省令第13号）

この省令は、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（平成26年3月1日）から施行する。

附 則 （平成28年1月29日農林水産省令第6号抄）

（施行期日）

第1条 この省令は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

農業法人投資育成事業に関する計画の承認申請書

年 月 日

農林水産大臣名 殿

申請者

住 所

商号又は名称

代表者の氏名

印

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第3条第1項の規定に基づき、別紙の計画について承認を受けたいので申請します。

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。

（記載要領）

申請者は、農業法人投資育成事業に関する計画の必要事項を記載し、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第3条第3項の承認要件を満たすことを示すこと。

(別紙)

農業法人投資育成事業に関する計画

- 1 農業法人投資育成事業を営む株式会社（農業法人投資育成事業を営む株式会社を設立しようとする者を含む。以下「投資育成会社」という。）又は農業法人投資育成事業を営もうとする投資事業有限責任組合（以下「投資育成組合」という。）に関する事項

(1) 投資育成会社又は投資育成組合の概要

(投資育成会社の場合)

投資育成会社の概要	
①商号	
②主たる事務所の所在地	
③代表者（設立中の株式会社にあつては、発起人及び役員となるべき者）の氏名	
④連絡先（電話番号、FAX番号、担当者名）	
⑤投資育成会社が他の事業を行っている場合は当該他の事業の内容	
⑥資本金の額又は出資の総額（見込みを含む。）	

(投資育成組合の場合)

投資育成組合の概要	
①投資育成組合の名称	
②投資育成組合の事務所の所在地	
③無限責任組合員の概要	
氏名、名称又は商号	
代表者の氏名	
④無限責任組合員の連絡先（電話番号、FAX番号、担当者名）	
⑤投資育成組合が他の事業を行っている場合は当該他の事業の内容	
⑥投資育成組合の財産の総額（見込みを含む。）	

(2) これまでの農業関係への投資又は融資の業務実績

業 務 実 績
投資育成会社又は投資育成組合の無限責任組合員の農業又は農産物の加工若しくは販売の事業その他農業に関連する事業への投資又は融資の実績がある場合には、どのような業務を行ってきたのか、投資（融資）件数、投資（融資）総額及び投資（融資）先の概要並びに業務の実施時期等を具体的に記載すること。

(3) 農業法人投資育成事業の運営に関する指針

運営に関する指針の内容
農業法人投資育成事業を実施するために当たって、農業法人の健全な成長発展に資するための運営方針を記載すること。

2 農業法人投資育成事業の概要

- (1) 実施期間
- (2) 農業法人投資育成事業を実施するために有するネットワーク
- (3) 農業法人投資育成事業の対象とする農業法人の種類及び実施する事業
- (4) 農業法人からの投資ニーズ
- (5) 農業法人投資育成事業の内容
- (6) 投資計画

(単位：)

区 分	期	期	期	期	期
	年月～年月	年月～年月	年月～年月	年月～年月	年月～年月
期首投資財源額					
新規投資実行額 (投資累計額)	()	()	()	()	()
投資回収額					
受取配当					
利 息					
株式等売却					
費 用					
株式等損失					
管理費等					
期末投資財源額					
投資残高					
新規投資先数 (投資累計先数)	()	()	()	()	()
投資終了先数					
期末投資先数					

(備考)

- 1 「(2) 農業法人投資育成事業を実施するために有するネットワーク」には、農業法人投資育成事業を行っていく上で、どのようなネットワークを有しているのかについて具体的に記載すること。
- 2 「(3) 農業法人投資育成事業の対象とする農業法人の種類及び実施する事業」には、農業法人投資育成事業の対象とする農業法人の種類（営農類型並びに農事組合法人、株式会社又は持分会社の別をいう。以下同じ。）及び農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第2条第2項の事業のうち実施する事業を記載すること。
- 3 「(4) 農業法人からの投資ニーズ」には、農業法人投資育成事業を実施するために当たって、農業法人からどのような投資ニーズがあるのかについて具体的に記載すること。
- 4 「(5) 農業法人投資育成事業の内容」には、(2)に掲げるネットワークをどのように活用し、どのような方法で農業法人投資育成事業に係る投資を行い又は経営若しくは技術の指導を行うことにより農業法人の健全な成長発展に資するのかを具体的に記載すること。
- 5 「(6) 投資計画」の「区分」欄は、必要に応じて修正の上記載するとともに、特記すべき主要科目の明細とその内容について添付すること。

3 農業法人投資育成事業の実施体制

- (1) 投資事業
- (2) 経営又は技術の指導を行う事業

(備考) 投資決定プロセス(投資委員会の議決方法等)、無限責任組合員の業務執行の監督体制(諮問委員会等)、投資回収プロセス、農業法人投資育成事業を営むに当たっての知識及び経験を有する者の確保の状況並びに組織体制について具体的に記載すること。

4 持分又は株式の取得の対象とする農業法人の選定の基準

- (1) 持分又は株式の取得の対象とする農業法人の財務内容及び経営(事業)計画等について記載すること。
- (2) 農業法人の選定基準において、次のいずれかに掲げる農業法人以外の農業法人を選定することを定めることを記載すること。
 - イ 暴力団員等が役員(設立中の農事組合法人及び株式会社にあつては、発起人及び役員となるべき者をいい、設立中の持分会社にあつては、その社員になろうとする者をいう。)にいるもの
 - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

5 持分又は株式の取得及び処分の際の評価の基準

持分又は株式の取得価額及び処分価額の評価方法などを記載すること。

6 持分又は株式の取得の限度

農業法人の種類ごとに持分又は株式の取得の限度(その持分又は株式に係る議決権の取得の限度を含む。)を記載すること。

7 持分又は株式の保有期間

持分又は株式を保有する基準期間を記載すること。

8 持分又は株式の処分の方法

持分又は株式の処分価額の評価方法、処分的手段、処分の基準及び処分に当たって農業法人の取締役会の了承を経ることなど処分に当たっての手続を記載すること。

9 新株予約権の取得の対象とする農業法人の選定の基準

- (1) 新株予約権の取得の対象とする農業法人の財務内容及び経営(事業)計画等について記載すること。
- (2) 農業法人の選定基準において、次のいずれかに掲げる農業法人以外の農業法人を選定することを定めることを記載すること。
 - イ 暴力団員等が役員(設立中の農事組合法人及び株式会社にあつては、発起人及び役員となるべき者をいい、設立中の持分会社にあつては、その社員になろうとする者をいう。)にいるもの
 - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

10 新株予約権の内容に関する基準

新株予約権の行使により取得される株式の発行価額の評価方法及び新株予約権の行使により取得される農業法人の株式の種類等を記載すること。

11 新株予約権の取得の限度

農業法人の種類ごとに新株予約権を全て行使することにより取得される株式に係る議決権の限度(その株式に係る議決権の取得の限度を含む。)を記載すること。

12 新株予約権の行使の時期

新株予約権を行使する時期及びその行使に当たっての考え方を記載すること。

13 新株予約権付社債等の取得の対象とする農業法人の選定の基準

- (1) 新株予約権付社債等の取得の対象とする農業法人の財務内容及び経営（事業）計画等について記載すること。
- (2) 農業法人の選定基準において、次のいずれかに掲げる農業法人以外の農業法人を選定することを定めることを記載すること。
 - イ 暴力団員等が役員（設立中の農事組合法人及び株式会社にあつては、発起人及び役員となるべき者をいい、設立中の持分会社にあつては、その社員になろうとする者をいう。）にいるもの
 - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

14 新株予約権付社債等の取得の限度

農業法人の種類ごとに社債に付された新株予約権を全て行使して株式を取得する場合における当該株式に係る議決権の限度（その株式に係る議決権の取得の限度を含む。）を記載すること。

15 新株予約権付社債等の償還期限に関する基準

新株予約権付社債等の償還期限の基準期間を記載すること。

16 新株予約権付社債に付された新株予約権の内容に関する基準

新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により株式を取得するための払込額（新株の発行価額）の評価方法及び新株予約権の行使により取得する農業法人の株式の種類等を記載すること。

17 新株予約権付社債に付された新株予約権の行使の時期

新株予約権付社債に付された新株予約権を行使する時期及びその行使に当たっての考え方を記載すること。

18 投資先の農業法人の配当の基準

投資先の農業法人に対して配当を要求する際の基準について、例えば、配当の支払金額及び支払時期について投資先の内部留保の状況に十分配慮し、農業法人の自己資本の充実を図る観点から具体的に記載すること。

19 経営又は技術の指導を行う事業の手数料

持分、株式、新株予約権又は新株予約権付社債等を保有する農業法人に対して経営又は技術の指導を行う事業に要する経費を当該農業法人から徴収する場合における手数料の額について記載すること。

20 農業法人投資育成事業以外の業務

農業法人投資育成事業以外の業務を行う場合にあつては、当該業務が農業法人投資育成事業の適正かつ確実な遂行を妨げないことを確保するため講ずる措置について記載すること。

21 その他参考となるべき事項

- (1) 農業法人投資育成事業を営む上で法令等による登録等が必要な場合における当該登録等の状況（例えば金融商品取引法第29条の金融商品取引業の登録、金融商品取引法第63条第2項の適格機関投資家等特例業務の届出）、当該登録等の内容及び当該登録等を行った者等を記載すること。
- (2) その他農業法人投資育成事業を営む上で参考となる事項を記載すること。

農業法人投資育成事業に関する計画の変更に係る承認申請書

年 月 日

農林水産大臣名 殿

申請者

住 所

商号、名称及び

代表者の氏名

印

年 月 日付けで承認を受けた農業法人投資育成事業に関する計画について下記のとおり変更したいので、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第4条第1項の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 変更事項の内容
- 2 変更の理由
- 3 添付を省略する書類（既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの）

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。

（記載要領）

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。

農業法人投資育成事業に関する事業計画の実施状況報告書

年 月 日

農林水産大臣名 殿

報告者
住 所
商号又は名称
代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで承認を受けた事業計画の第 期（平成 年 月～平成 年 月）の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 事業計画の達成状況

2. 投資実績状況

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。

（記載要領）

- 1 「1. 事業計画の達成状況」については、計画と実績を対比させて記載すること。
- 2 「2. 投資実績状況」については、投資先の個別事案ごとに、その投資実績の詳細を記載すること。